

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第37条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の発明等に係る発明者の権利を保障することにより発明等及び研究意欲等の向上を図り、社会に貢献するため、発明等の取扱いに関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許権の対象となる発明
- イ 実用新案権の対象となる考案
- ウ 意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となる創作
- エ 育成者権の対象となる育成
- オ ノウハウを使用する権利の対象となる案出

(2) 「職務発明等」とは、法人が義務として認定する次のいずれかに該当する研究等に基づき、職員等が行った発明等（特許法（昭和34年法律第121号）第35条第1項に規定する職務発明並びに実用新案法（昭和34年法律第123号）第11条第3項及び意匠法（昭和34年法律第125号）第15条第3項の規定により特許法第35条第1項が準用される考案及び意匠の創作を含む。）をいう。

- ア 法人から支給された研究経費等を利用して行う研究等
- イ 公的に支給された研究経費等を利用して行う研究等
- ウ 研究等のために法人が措置した施設設備を利用して行う研究等

(3) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法に規定する特許権及び特許を受ける権利
- イ 実用新案法に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
- ウ 意匠法に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利
- エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び同法第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
- オ 種痘法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び同法第3条第1項に規定する品種登録を受ける地位
- カ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権
- キ 秘匿することが可能な技術情報であり、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）
- ク 外国におけるアからキの権利に相当する権利

(4) 「発明者」とは、職務発明等を行った職員等をいう。

(5) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ア 法人の職員
- イ その他採用に当たり職務発明等につき契約がなされている者
- ウ 法人が費用その他の支援を行うに当たり発明に係る契約がなされている者
- エ 法人の施設等の利用に当たり当該施設等を利用した発明に係る契約がなされている者

(6) 「出願等」とは、知的財産に係る関係法令等で定められた権利保護のために必要な特許出願、登録出願等の所定の手続を行うことをいう。

(7) 知的財産権の「実施」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法第2条第3項に規定する発明に係る行為及び当該行為に係るノウハウの使用

- イ 実用新案法第2条第3項に規定する考案に係る行為及び当該行為に係るノウハウの使用
- ウ 意匠法第2条第3項に規定する意匠に係る行為及び当該行為に係るノウハウの使用
- エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する回路配置に係る行為及び当該行為に係るノウハウの使用
- オ 種苗法第2条第5項に規定する品種に係る行為及び当該行為に係るノウハウの使用
- カ 著作権法第2条第1項第15号に規定する行為及び同項第19号に規定する頒布並びに当該行為及び頒布に係るノウハウの使用
- キ 外国におけるアからカに相当する行為

(権利の取得等)

- 第3条 法人は、職務発明等に係る職員等に対し、第6条第2項に規定する通知をもって当該職務発明等に係る知的財産権利を取得し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると学長が認めるときは、当該権利を発明者に取得させることができる。
- 2 職員等が、学外の個人又は団体と共同して職務発明等を行ったときは、その職員等の発明等に係る持分の取得に関し、前項の規定を準用する。

第2章 届出等及び帰属の決定

(届出等及び受理)

- 第4条 職員等は、知的財産に関する職務発明等を行ったときは、別に定める発明等の届出書(以下「届出書」という。)により、速やかに法人に届け出るものとする。
- 2 法人は、前項に規定する届出(以下「届出」という。)があったときは、速やかに当該職員等に受理した旨の通知をしなければならない。

(発明審査委員会の設置)

- 第5条 法人は、職務発明等に関する事項を審議するため、研究マネジメント機構産学官連携推進センターに発明審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(発明等の審議、知的財産権の出願等の判断)

- 第6条 法人は、届出があったときは、委員会に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき、職務発明等の該当の当否、法人等が取得する知的財産権の持分割合及び法人が取得するかどうかを、届出書を受理した日の翌日から起算して30日以内に決定するものとする。
- 2 法人は、前項の規定により、職務発明等の権利を法人が取得すると決定したときは、当該職員等に速やかに通知しなければならない。
- 3 法人は、自己の判断のみに基づいて出願等を行うことができる。

(異議の申立て)

- 第7条 職員等は、前条第1項による法人の決定に異議があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に学長が指名する理事(以下「理事」という。)に対し、理由書を添えて異議を申し立てることができる。
- 2 理事は、異議の申立てがあったときは、委員会から意見聴取の上、異議申立てを受理した日の翌日から起算して2週間以内に、異議申立ての当否を決定する。
- 3 理事は、前項の決定をしたときは、当該職員等及び委員会に速やかに通知する。

(任意譲渡)

- 第8条 職員等からの届出による発明等について、法人が職務発明等に該当しないと決定した場合において、職員等から当該発明等について知的財産権を法人に譲渡する申出があったときは、法人は、委員会から意見聴取の上、当該発明等について、知的財産権の取得の可否を決定する。

(譲渡書の提出)

第9条 職員等からの届出による発明等について、法人が取得すると決定した場合は、職員等は、別に定める様式の権利譲渡証書を法人に提出しなければならない。前条の場合においても同様とする。

(制限行為)

第10条 職員等は、法人が当該職員等の発明等について職務発明等でないと決定し、又は職務発明等であっても、その権利を取得しないと決定した後でなければ、出願等をし、又は発明等の権利を第三者に譲渡し、若しくはその内容を第三者に開示してはならない。

第3章 相当の利益を受ける権利

(相当の利益)

第11条 法人は、出願等可能な職務発明等に係る知的財産権を発明者から法人が取得した場合及び職務発明等に係る知的財産権が登録された場合において、当該発明者に対し、相当の利益を与えるものとする。

2 法人は、その所有する発明等又は知的財産権の実施許諾若しくは譲渡により収益を得たときは、当該発明等又は知的財産権に係る発明等をした職員等に対し、相当の利益を与えるものとする。

(共同発明者に対する相当の利益を受ける権利)

第12条 前条の相当の利益は、当該相当の利益を受ける権利を有する職員等が2人以上あるときは、それぞれの寄与度に応じて、相当の利益を与えるとする。

(退職又は死亡したときの相当の利益を受ける権利)

第13条 前二条の相当の利益を受ける権利は、当該権利に関する職員等が退職した後においても存続する。

2 前項の権利を有する職員等が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(相当の利益に関する事項の委任)

第14条 前三条に定めるもののほか、相当の利益に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第15条 法人並びに職員等、委員会の委員及び関係者（以下「法人及び職員等」という。）は、当該発明等の内容等の事項について、所定の期間中その秘密を守らなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限りでない。

(1) 法令又は裁判所若しくは官公庁の命令により開示を要求されたとき

(2) 届出以前において既に公知のものであるもの

(3) 届出以前において法人及び職員等の責によらず公知となったもの

(4) 届出以前に既に法人及び職員等が所有していたものであって、その事実が立証できるもの

(5) 法人及び職員等が、正当な権限を有する第三者から合法的な手段により取得したものであって、秘密保持義務を伴わないもの

(退職後の取扱い)

第16条 職員等が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、この規程によるものとする。

(外国出願の取扱い)

第17条 この規程は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関してもこれを準用する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、職員等が行った発明等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年規程第101号）
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第107号）
この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第83号）
この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第39号）
この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第100号）
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第21号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）
この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第74号）
この規程は、令和4年7月20日から施行する。